

# 知ってうれしい!助成金・

# えるぼし認定のススメ

## 女性活躍を後押しする各種助成金制度

### 女性活躍加速化助成金(両立支援助成金)

女性活躍推進法が施行され、今後ますます、女性が活躍しやすい環境を作ることが、企業に求められています。

女性の活躍推進に取り組む事業主に対しては、最大で60万円の助成金を支給する制度があります。

#### 加速化Aコース

数値目標の達成に向けた取組目標を達成した場合に支給

受給できる額：30万円  
(1企業につき1回限り)

❖ 業種に関わりなく、常時雇用する労働者が300人以下の事業主のみを対象

#### 加速化Nコース

数値目標の達成に向けた取組目標を達成した上で、その数値目標を達成した場合に支給  
受給できる額：30万円

(1企業につき1回限り)  
❖ 雇用する労働者数に関わりなく支給対象

(厚生労働省のホームページより)

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

### 事業主から見た 非正規雇用労働者の106万円の壁と企業へのキャリアアップ助成金

平成28年の10月から社会保険の適用の拡大が始まりました。

従業員501人以上の企業において、週所定労働時間20時間以上、月額8.8万円以上(年収106万円以上)、勤務期間一年以上見込みの方は、社会保険の適用対象となります。これを踏まえ、国はキャリアアップ助成金を拡充しました。この助成金は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

今回の社会保険適用拡大により、企業は社会保険料の負担が増えますが、この助成金を活用することで、負担の軽減が図られるため、積極的な活用をお勧めいたします。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



## えるぼし認定

### “えるぼし”って?

一般事業主行動計画を策定・届出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。認定マーク“えるぼし”は商品や広告、名刺、求人票などに使うことができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができるとともに、公共調達でも有利になります。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000134501.pdf>



多田智子さん  
多田国際社会保険労務士事務所所長  
社会保険労務士

法政大学大学院イノベーションマネジメント専攻にてMBA取得。

就業規則・労務相談・

海外労務に関するコンサルティング活動を中心に、セミナー・講演会などでも活躍中。

『社長も社員も納得!わが社のオリジナル退職金制度』(同友館)、『新ルール対応 非正社員雇用の重要ポイント』(中経出版)、『改正労働基準法がすっきりわかる本』(ソーテック社)など、著書多数。

<http://www.tk-sr.jp/>

## 改正育児・介護休業法が施行されました

平成28年3月に成立した改正育児介護休業法が、いよいよ平成29年1月1日より施行されました。

育児・介護休業を取得できる有期契約社員の範囲が緩和されたほか、介護休業の取得要件の緩和、介護による所定外労働の免除等、これまでより大幅に育児、介護にまつわる制度が取得しやすくなりました。

さしあたって企業に求められることは規程の改訂及びハラスメント防止体制の構築となります。育児や介護と仕事の両立は少子高齢社会という我が国の状況からみても企業の喫緊の課題であることは間違いありません。法律で義務化され

たことをするだけでなく、各事業所が経営戦略として、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことが必要となります。

